

## 親元就農者経営安定支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、親元就農者を確保するため、市町村が親元就農者経営安定支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業の事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 市町村長は、補助金の交付決定があった年度の11月30日現在の事業遂行状況を補助金事業遂行状況報告書（様式第6号）により、当該年度の12月15日まで

に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告の提出、提出期限)

第8条 市町村長は、補助金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、補助金の交付決定のあった年度（以下「当該年度」という。）の3月末日において実施要領第6で定める返還規定（以下「返還規定」という。）に該当しないことを確認し、実績報告書（様式第7号）を、当該年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。ただし、当該年度の途中で当該市町村の交付対象者全員への交付が終了し、事業が完了したとき（以下「事業完了日」という。）又は事業の中止（廃止）の承認を受けたときは、事業完了日若しくは中止（廃止）の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は4月10日のいずれか早い期日までに返還規定に該当しないことを確認し、知事に提出するものとする

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、市町村長に対して補助金の実績報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は中止（廃止）に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた市町村長は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日以前に本要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表

事業実施主体	補助対象経費	補助率	軽微な変更
市町村	実施要領に基づいて行う事業に要する経費	市町村が交付する額の2分の1以内	事業目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増減を伴わない場合（交付対象者の内訳の変更等）

様式第1号（第3条関係）

番 号  
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度親元就農者経営安定支援事業費補助金交付申請書

令和〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、親元就農者経営安定支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、補助金交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業実施計画書（別紙1）
  - (2) 知事が必要と認めるもの

(別紙1)

令和〇〇年度親元就農者経営安定支援事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

交付対象者数 (人)	交付額 (円)

3 経費の配分及び負担区分

補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した 経費) (A+B)	負担区分		経費積算 の根拠
	県費 (A)	市町村費 (B)	
円	円	円	

4 収支予算 (決算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県 費	円	円	円	円	
市町村費					
合 計					

(2) 支出の部

本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
		増	減	
円	円	円	円	

5 事業完了 (予定) 年月日          年    月    日

市 町 村 長 殿

山 梨 県 知 事 印

令和〇〇年度親元就農者経営安定支援事業費補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあった親元就農者経営安定支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条により、次のとおり交付を決定する。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金 円

- 3 補助金の交付の条件は山梨県補助金等交付規則第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 市町村長は、補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 市町村長は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 市町村長は、事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、規則第17条第3項に基づいた延滞金を県に納付しなければならない。

※親元就農者経営安定支援事業実施要領第6の規定に該当することが明らかになった場合には、交付決定額の一部又は全部が返還となる。



山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度親元就農者経営安定支援事業費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった親元就農者経営安定支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
  - (1) 事業実施計画書（別紙1に準ずる）
  - (2) 知事が必要と認めるもの

(注)

事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度親元就農者経営安定支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった親元就農者経営安定支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度親元就農者経営安定支援事業費補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった親元就農者経営安定支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金 交付決定額①	既概算 交付額②	差引額 ①－②＝③	今回 概算請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店・支店（支店名）

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号 No.

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度親元就農者経営安定支援事業費補助金事業遂行状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった親元就農者経営安定支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり事業遂行状況を報告する。

1 事業遂行状況（ 月末現在）

計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 印

令和〇〇年度親元就農者経営安定支援事業費補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、別添のとおり実施したので、親元就農者経営安定支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を報告する。

- 1 補助金の額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業実績報告書（別紙1に準ずる）  
※軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
  - (2) 事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。  
また、このほか交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。
  - (3) 知事が必要と認めるもの